

○第9 1回肥料・飼料等専門調査会（非公開）

日時：平成26年8月25日（月）14：00～15：56

議事概要：

（1）セフトチオフル

審議の結果、参照資料の一部を確認した上で、セフトチオフルの一日摂取許容量（ADI）を0.05 mg/kg 体重/日とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

\*セフトチオフル

セファロsporin系抗生物質で、動物用医薬品として牛及び豚に使用されています。

（2）セフトチオフルを有効成分とする牛の注射剤（エクセーデC）、セフトチオフルを有効成分とする豚の注射剤（エクセーデS）、塩酸セフトチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネルRTU）

審議の結果、これらの製剤が「適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

\*セフトチオフルを有効成分とする牛の注射剤（エクセーデC）：牛の細菌性肺炎の治療に使用されます。

セフトチオフルを有効成分とする豚の注射剤（エクセーデS）：豚の細菌性肺炎の治療に使用されます。

塩酸セフトチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネルRTU）：牛及び豚の細菌性肺炎の治療に使用されます。